

2025 年度 事業計画

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

【2025年度の事業方針】

2024年に発生した紅麴関連製品事案により、健康食品業界は大きな影響を受けたが、当協会は消費者庁の検討会で提言を行うとともに、健康食品業界の健全な発展のため、会員企業に向けては10月以降3ヵ月に渡り、当協会の考え方から始まり制度改正の分かり易い説明や、保健機能食品制度の見直しに関する当協会の取り組みと今後の方針等について発信してきた。

GMP認定事業については、311通知の発出、機能性表示食品であって錠剤、カプセル剤等食品のGMP要件化などがあったことから、新しい認証制度の検討を進めるとともに、JHFAや安全性認証の取得推進などの既存事業の活性化を図り、健康食品の品質確保についての取り組みを一層強化していく。

機能性表示食品に関する支援は、引き続き研究レビューのPRISMA2020への対応、届出資料の事前点検、届出・広告相談等の届出支援、制度改正を受けての「届出資料作成の手引書」の改定を行う。

特定保健用食品の分野では、疾病リスク低減表示の許可拡大を目指し、EU2段階式表示のための申請要件の明確化と、規格基準型でのカルシウムと葉酸以外の追加可能な成分について検討を進める。また、健診後の特定保健指導にトクホを活用する教材の紹介や、トクホの理解と利用拡大のための講演開催を関連教育機関・行政機関等に提案し普及活動を行っていく。

特別用途食品については、昨今、制度運用改善を求めるいくつかの要望書の提出等の結果、要望内容が通知改正として実現してきているが、2025年度は病患者用・えん下困難者用特別用途食品について、公正競争規約を念頭に置いた広告自主基準の策定や消費者向けリーフレットの作成を進めていく。

当協会ビルの老朽化に伴い、近い将来における事務所移転、もしくは賃貸を念頭に置いたビルのリノベーションの可能性について検討を進める。また、不動産取引に際しての評価指標であるER(エンジニアリングレポート)の作成を委託するとともに、実行可能な範囲内での既存設備の補修、更新についても検討する。

2025年度 事業計画

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

健康食品部では、日健栄協の認定・認証3事業を通して健康食品の品質確保を目指している。原材料の本質的安全性を評価する「安全性自主点検認証事業」、製品品質を評価する「JHFA 認定事業」、製造工程、品質管理を評価する「GMP 認証事業」を行い、健康食品に使用される原材料から製品開発及び製造工程までを評価して、品質確保を進めている。

2024年度は、錠剤、カプセル剤等の原材料の安全性及び製造管理（GMP）に関する通知が「平成17年通知」を改正する形で発出された（「311通知」*）。又、紅麹関連製品事案を受けて国において様々な検討が行われ、機能性表示食品におけるGMPの届出要件化（8/23）や微生物関連原材料に関する内容を組み込んだ「311通知」の一部改正（12/27）などがあった。

これを受けGMPについては、機能性表示食品のGMP届出要件化への対応や、「311通知」や機能性表示食品に関する告示の内容を盛り込んだ改訂作業を進め、2025年度初めに新ガイドラインを出す予定である。2025年度はGMPによる製造管理についての消費者の関心が高まるなか、GMPマークの露出拡大を目的にこれまで以上にGMP製品マーク表示の申請について会員各社に働きかけを行う。

また健康食品の品質確保や安全性についての認識がこれまで以上に消費者に深まると考えられることから、これを機に2025年度は、品質、安全性に関わる既存の認定健康食品についての理解促進を図り、認定・認証3事業の更なる認知向上と認定数取得増を進めると共に、新規認定スキームの検討を進め健康食品業界の信頼回復に取り組む。

加えて、近年、認定健康食品（GMP製品、JHFA製品）の海外展開に伴う英文証明書の発行依頼が増えており、日本の健康食品に対する海外ニーズが高まっている。2024年6月より、農林水産省補助事業「加工食品クラスター輸出緊急対策」令和5年度補正予算を活用し、会員事業者のクラスターによる活動を開始した。2025年度も引き続き、海外の認証制度の調査、勉強会、展示会調査などの活動を進める。

*「311通知」：錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の適正な製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について

(1) 認定健康食品(JHFA)マークに関する事業

JHFA 認定制度は 1986 年に発足し、高品質の健康食品の証として、消費者の方々による自主的かつ合理的な商品選択の判断に貢献することを目的としている。「JHFA マーク」は、学識経験者による厳しい審査を経て合否判定を行い、合格した製品につけられるマークであり「規格基準型 JHFA」は、日健栄協の公示した品質規格基準（現在 69 種類の食品群）に適合しているかについて、配合、パッケージ、分析結果等を審査し「個別審査型 JHFA」は、規格基準にない健康食品について、配合、パッケージ、分析結果等に加えて、安全性、有効性を個別に審査する。

2025 年度は、「個別審査型 JHFA 制度」を含めた「JHFA 認定事業」の認知向上を目的に普及活動を進めるため 2024 年度までの活動のレビューを行い、継続して各種セミナー(日健栄協主催、展示会等)での説明会、定常的な協会からの情報発信(メールマガジン、展示会等)を進めると共に、関連団体や九州支部を経由してのアプローチを加速させる。又、ホームページでの JHFA 掲載品のリニューアル、ホームページへのアクセス向上施策の検討等を行う。

認定健康食品（JHFA）マーク認定登録数

	2010 年度		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度 (見込)
新規	18		5	3	10(3)	4(1)	5(3)	6(1)
総数	458		211	189	169(3)	158(4)	140(7)	130(8)

*()は個別 JHFA

① 規格基準型 JHFA 認定事業

- ・ 新規申請：5 件（規格基準型 JHFA 認定審査会：6 回開催）
- ・ 更新申請：34 件（事務局による更新認定審査 30 回開催）
- ・ 定期検査、変更届の確認：随時

② 個別審査型 JHFA 認定事業

- ・ 新規申請：5 件（個別審査型 JHFA 審査会：3 回開催）
- ・ 更新申請：3 件（個別審査型 JHFA 審査会：3 回開催）
- ・ 個別審査型 JHFA の説明会：展示会で 1 回、協会主催セミナーで 4 回

③ 普及活動

- ・ 協会主催セミナーでの認定・認証事業説明会(認定・認証事業と個別 JHFA)
- ・ 展示会での出展、セミナー(ifia/HFE JAPAN、食品開発展 等)
- ・ 関連団体への認定健康食品制度に関する説明会
- ・ 九州支部と協働での認定取得へのアプローチ（認定取得案内）
- ・ ホームページでの JHFA 製品紹介バナーとリンク貼り付けのブラッシュアップ
- ・ 協会発信情報(メールマガジン、学術情報)での定期的な認定制度情報発信

(2) GMP 製造所認定等に関する事業

GMP とは、製品及び原材料の安全性やより良い品質を担保するために、製品及び原材料の製造管理および品質管理に係る管理指標を設定し、その指標の遵守を審査し認定

する制度である。当協会は第三者認証としての健康食品 GMP 認証事業を 2005 年に開始し、2024 年度は、新規の GMP 認定工場の認定取得は 10 件（総数 183 件）となっている。

2024 年には、新通知（「311 通知」の発出（「平成 17 年通知」の改正）、機能性表示食品の GMP 届出要件化（食品表示基準の改正）、微生物関連原材料の製造管理に関する「311 通知」の一部改正があり、これに対応する「健康補助食品 GMP ガイドライン」の改正の検討を進め、2025 年に改訂版を出す予定である。また、これと同様に「健康補助食品原材料 GMP ガイドライン」の改正にも取り組む。併せて GMP 認定工場のレベル向上を目的とした「GMP 教育セミナー」、GMP 新規取得促進を目的とした「GMP 導入勉強会」を継続して開催する。

GMP 製品マーク表示は紅麹関連事案により消費者からの注目度も高まったこの機会をとらえ、GMP 認定工場、既存承認取得者、機能性表示届出者、関連団体への働きかけを強化する共にホームページの改訂やホームページへのアクセス向上施策などを行い、GMP 製品マーク表示承認取得増を目指す。

機能性表示食品の錠剤、カプセル剤等食品に GMP が届出要件化されたことを受けて、機能性表示食品や特定保健用食品での製造管理がクローズアップされている状況で、関与成分に特化した製造管理に関する認定制度（新規認定制度）（関与成分 GMP）の検討を行う。

「GMP を考える会」では、海外展開とフードロスの観点で議論を継続し、行政への提案を目標とする。

GMP 認証登録工場数及び製品マーク表示承認数

		2010 年度		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度 (見込)
工場	新規	5		12	15	12	9	7	10
	総数	64		151	163	171	176	178	183
製品	新規	19		16	18	16	10	13	17
	総数	52		139	130	135	122	109	115

① 工場認定事業

- ・ 工場認定（製品 GMP・原材料 GMP）：新規 10 工場、更新 51 工場
- ・ 工場認定審査会：12 回開催
- ・ 認定工場のレベルアップ：

中間実地調査：121 工場（1 回／年）

「GMP 教育セミナー」への参加を認定要件とする：2 名／認定工場／年

- ・ 日健栄協「健康補助食品原材料 GMP ガイドライン」改正

新通知（「311 通知」）、機能性表示食品の GMP 届出要件化、微生物関連原材料の製造管理に関する「311 通知」の一部改正を踏まえて「健康補助食品原材料 GMP ガイドライン」の改正を行う。

主任調査員を中心に改正作業を進める。

② 製品マーク認証事業【拡充】

- ・ 認証数：新規 50 件、継続 115 件（機能性表示食品：新規 9 件、継続 27 件）
- ・ 製品マーク表示審査会：12 回開催
- ・ 製品マーク表示承認数増への取組
 - (1) GMP 認定工場経由で製品販売事業者への直接アプローチ
 - (2) GMP 製品マーク表示承認の製品の露出向上（ホームページリニューアル）
 - (3) 各種セミナー（日健栄協）での情報発信（GMP 製品マーク説明）

③ 関与成分 GMP（新規認定制度）【新規】

- ・ 関与成分に特化した製造管理に関する認定制度（新規認定制度）（関与成分 GMP）の検討を行う。
- ・ 新制度に関する会員企業、関連団体へのヒアリング
- ・ 制度構築：文書制定（要項など）、審査会立上げ（審査員）
- ・ 制度の周知：説明会、情報発信

④ 調査員会議

- ・ 主任調査員会議（定期的開催：2 ヶ月毎）：工場認定、ガイドライン、協会セミナー、問合せ対応等
- ・ 調査員会議（年 2 回：東京）：GMP 調査員のレベル向上（勉強会）、調査内容の標準化、情報交換、意見交換等

⑤ 「GMP を考える会」

- ・ 海外展開を目標とした各種認証制度の比較検討と行政との意見交換
- ・ フードロスの観点での原材料廃棄の改善への取り組み検討

⑥ GMP に関わるセミナー（GMP 推進事業）

- ・ 「GMP 教育セミナー」（オンデマンド配信）
 - GMP に関連したトピックスなど（認定取得工場対象の実践的なセミナー）
 - 更新時の認定取得要件（1 製造所につき 2 名参加）
- ・ 「GMP 導入勉強会」（4 回）（スクール、オンライン併用）
 - GMP に関する基礎知識、認定取得のため事業者向けの基本セミナー

(3) 健康食品安全性自主点検認証に関する事業

健康食品安全性自主点検認証は、健康食品の原材料や最終製品の安全性について事業者が実施した自主点検結果を学識経験者からなる審査会が審議し、適正と判定した場合に認められている。申請者は機能発現を意図して使用する（機能性を訴求する）原材料（素材・成分）の食経験情報、健康被害情報、更に安全性に関する学術情報を収集し、追加の安全性試験実施の必要性判断や摂取目安量の設定根拠、医薬品との相互作用などの注意喚起の必要性判断などを示す必要がある。

2024 年度の安全性自主点検認証事業は、新規認証数は 1 件、更新審査は 8 件、変更審査は 3 件で認定数合計は 12 件となっている。

2024 年度は、錠剤、カプセル剤等の原材料の安全性及び製造管理（GMP）に関する通知（「311 通知」）が「平成 17 年通知」を改正する形で発出され、紅麹関連製品事

案を受けての機能性表示食品の GMP の届出要件化 (8/23) や微生物関連原材料に関する内容を組み込んだ「311 通知」の一部改正 (12/27) などがあり、健康食品の安全性や品質管理が一層重要となってきた。

2025 年度は、安全性自主点検スキームの重要性について、セミナー等を積極的に行うことで、再度周知を行い、認証取得数増加を目指す。

安全性自主点検認証登録原材料及び製品数

		2010 年度		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度 (見込)
原材料	新規	62		0	0	0	0	1	0
	総数	62		78	64	64	58	55	51
製品	新規	1		0	0	2	2	0	1
	総数	1		11	7	9	9	7	8

① 認証事業 (原材料、製品)

- ・ 新規 1 件 (原材料 0 件、製品 1 件)
- ・ 更新 8 件 (原材料 7 件、製品 1 件)
- ・ 安全性自主点検審査会 : 4 回開催
- ・ 「安全性自主点検認証登録の手引書」

「311 通知」の内容を踏まえて手引書の改正を行う。

② 安全性自主点検認証事業の新スキーム【新規】

- ・ 認定取得企業、関連団体、審査員へのヒアリング
- ・ 新スキーム考案 : 認定対象、審査方法、現行認定との比較等

(4) 認定健康食品の海外輸出促進事業 (認定健康食品輸出促進クラスター)

2024 年度に、農林水産省補助事業「加工食品クラスター輸出緊急対策」の補助金を活用して、認定健康食品 (JHFA、GMP) の海外輸出促進を目的に、認定健康食品のクラスターを形成し、活動を進めてきた。(認定健康食品クラスターは、当協会の JHFA 認定、GMP 認定取得企業により構成) 健康食品の海外輸出に関連する勉強会 (JETRO)、各地域における法規制や認証制度の初期調査、海外進出に必要なツール (GMP ガイドラインの英語版) などを行った。

2025 年度についても、農水省の加工食品輸出促進補助金 (2025 年 4 月頃に公募予定) を活用して継続して活動を進める。

① 活動体制

- ・ JHFA 認定、GMP 認定事業からなるクラスターを形成
- ・ 農水省の加工食品輸出補助金の申請、活用

② 勉強会

- ・ 海外輸出の法規制・認証制度・市場ニーズ等に関する勉強会
- ・ 海外展開に必要な法規制・認証制度の調査
- ・ 海外での健康食品関連の展示会の調査、出展計画作成
- ・ 健康食品 GMP のステータス向上 (行政、国際認証機関への打診など)

2. 学術情報部関係

健康食品相談業務（「健康食品相談室」）の実施

一般消費者を対象とした健康食品に対する電話相談業務を行うほか、2020 年度から当協会ホームページ上での受付も開始した。2021 年度までは、電話受付を週 3 日（祝日・協会休業日を除く火・木・金の 13 時～16 時）で対応していたが、2022 年度より火・木の週 2 日同時時間帯の受付とした。

2025 年度は、2024 年度に続き「健康食品相談室」ホームページのコンテンツの充実と相談事例を活用した事業者への教育・啓発活動（メールマガジンを活用）を行う。また、専門的な回答を必要とする相談が増えてきたことから、迅速な対応のために参照すべき情報源の充実を図る。

相談件数実績（電話及びウェブ受付）

	15 年度 (週 2 日)	16 年度 (9 月より 週 5 日)	17 年度 -19 年度 (週 5 日)	20 年度 (週 3 日)	21 年度 (週 3 日)	22 年度 (週 2 日)	23 年度 (週 2 日)	24 年度 (週 2 日)
件数	148	245	317／年	111	101	49	98	111*

* 2025 年 1 月 31 日現在

① 「健康食品相談室」のホームページの充実

- ・ 2025 年度は、前年度に続き実際の相談内容を活用して Q&A の適宜改訂を行う。

② 相談内容の活用促進

- ・ 内容により、厚生労働省、消費者庁、国民生活センターとの情報共有
- ・ 必要と判断した場合の企業への情報提供、注意喚起、教育・啓発（健康被害情報、消費者への不適切な対応：相談者の個人情報に配メールマガジン等を活用して行う。

③ 「健康食品相談室」の認知度向上への取組

- ・ 国民生活センターを經由で地方自治体の消費生活センターへの周知。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品制度を利用する事業者の支援及び消費者の理解と利用の拡大のための普及・啓発活動を行うとともに、行政と業界とのパイプ役として、必要に応じて情報提供や要望、提案を行っている。

事業者への支援としては商品開発から申請書の作成・提出に至るまで個別に相談対応するほか、講習会等を通じて関連する最新情報の提供を行う。なかでも疾病リスク低減表示は、「リスクファクターの低減による生活習慣病の発症と重症化の予防が健康寿命を延伸する」という「健康日本21（第三次）」の方向性に沿うものであり、トクホの意義を高めるものと期待されることから、事業者を支援して許可の拡大を目指す。

さらに、特定保健用食品制度上の課題解決や発展のための調査研究などを会員事業者参加で行う技術部会活動を支援する。

特定保健用食品制度の活用を推進し、特定保健用食品の普及と利用拡大を図るために、「特定保健用食品[トクホ]ごあんない」（以下[トクホ]ごあんない）や技術部会活動報告書を作成し、情報を発信する。また、管理栄養士などの専門家に対する普及活動に注力し消費者のトクホ利用拡大につなげる。

(1) 特定保健用食品の申請支援

特定保健用食品を申請するにあたり、制度の理解、申請書や添付資料の作成、有効性と安全性試験の実施などに関し、事業者の実情に応じて情報提供や相談を行う。

①事業者に対する申請支援

制度上の疑問や申請書提出までの過程における相談を充実させ、許可申請書の作成アドバイスやチェックを行って提出書類の精度向上を図ることにより、事業者を支援する。2024年度（2025年1月末現在）の申請支援の実績は下表のとおり。

特定保健用食品申請支援の実績（件数）

支援内容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
相談	32	22	13	11	16	11	14	13	24
申請書チェック	19	16	6	3	3	0	0	1	2
申請支援※	6	6	4	1	2	5	1	2	5

※ 相談と申請書チェックのセット。2022年までは「事務指導」。

②疾病リスク低減表示の申請支援【拡充】

2段階方式の表示に関する申請要件の具体化や海外事例に基づく規格基準型導入について消費者庁へ働きかけると同時に、事業者へ情報提供をして申請を後押しする。

③許可申請書類概要の作成

許可申請書と添付資料の作成に際し、その項目ごとに照合すべき通知やQ&Aの該

当箇所を示した簡易な《概要版》を作成し、初心者が申請を考える場合の導入ツールとして、また申請相談において活用する。

(2) 特定保健用食品講習会の実施

特定保健用食品の開発や申請業務の参考となるように、審査・申請の実際や実務、開発と許可取得実例、成分分析法などに関する講演と、技術部会の年間活動を報告する特定保健用食品講習会を開催する。

(3) 技術部会活動の推進

技術部会活動では、会員事業者の自主的な参画により、制度を利用する上での諸問題の解決や発展のための調査研究などに取り組んでいる。具体的には参加者が提起した課題ごとにワーキンググループを作り、それぞれ1回/月の活動を行う。特定保健用食品部はその事務局業務を行うとともに、情報の提供、行政との協議などにより技術部会活動を支援、推進する。

①技術部会活動の支援

- ・会議開催、関連情報提供などを事務局として支援する。
- ・関係行政との意見交換を図り、部会が提起した課題の解決を支援する。
- ・部会活動の成果を講習会や学会等で発表することを支援する。
- ・活動報告書「特定保健用食品のありかた」を発行する。

②技術部会の取り組み課題

- ・特定保健用食品制度の将来的課題の一つとして、「規格基準型」の拡張案の検討
- ・申請、許可取得、変更届など制度上の課題の解決
- ・特定保健用食品の理解と利用拡大のための普及活動

(4) 普及啓発活動

①「[トクホ]ごあんない」【2025年版】の作成と活用

販売中のトクホ製品情報に加え、栄養士や薬剤師のように消費者に説明する機会を有する専門家に向けて、トクホ制度の解説や最新の情報を集約して作成する。また、「[トクホ]ごあんない」を紹介する消費者向けチラシを作成し、各種イベントにて配布する。

- ②保健指導用教材（「トクホを活用してみませんか」）2025年度改訂版を作成し、日本栄養改善学会学術総会等で管理栄養士等の専門家に紹介し利用を働きかける。

③情報発信と収集

専門家、教員、行政担当者など「[トクホ]ごあんない」の配送先を拡大し、特定保健指導用教材等の情報提供を行う一方、必要に応じて相手先から意見等を収集し普及に役立てる。また、トクホの制度や製品の適切な使用等に関するセミナーの提供を働きかけ、その実施に努める。

④販売前線に対する普及・啓発【拡充】

日本チェーンドラッグストア協会の協力を得て、薬剤師や医薬品登録販売者への専門的な情報提供、ドラッグストアなどの店舗におけるチラシやポスター配布

など、店頭におけるトクホの普及策とその実施可能性を検討する。

(5) 許可と市場に関する情報の活用

特定保健用食品の許可情報をもとに、保健の用途や関与成分、食品形態別等の動向を解析した資料を整備し、申請支援、トクホに関する講演、制度検討などにおいて活用するとともに会員への情報提供を行う。

2. 栄養食品部関係

(1) 「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動

特別用途食品の積極的な活用を目的に、特別用途食品制度の課題や今後のあり方を研究し、制度の活性化を目指す研究会である。研究会の主たる構成員は、当協会及び日本流動食協会、又は日本メディカルニュートリション協議会の加盟企業を中心に、本領域に興味を持つ企業や関連団体と連携を強化しながら、幹事会および各分科会を運営する。

① 幹事会

日本流動食協会及び日本メディカルニュートリション協議会の幹事及び当協会幹部等により構成し、研究会の方針検討や事業総括、インセンティブに関する協議等を行う。

② 分科会活動

1) 広告分科会

特別用途食品に関する広告は、特別用途食品の認知度を高め、栄養管理を行いやすくする観点から重要な役割を果たす。このことから、広告に関する事業者向け留意事項をまとめた「特別用途食品適正広告自主基準」の策定を進める。また、広告基準の考え方を活用した食品群別許可品の紹介リーフレット作成を進める。

2) 個別評価型病者用食品分科会

個別評価型病者用食品の制度運用改善及び要望に関すること、食品群別の広告表現に関すること、経口補水液に関する課題等を協議する。

3) 総合栄養食品分科会

- ・日本人の食事摂取基準 2025 に照らした総合栄養食品の規格基準の見直しの必要性について検討する。
- ・総合栄養食品の制度運用改善及び要望に関すること、食品群別の広告表現に関すること、申請促進に関することを協議する。
- ・許可基準型「サルコペニア用食品」新設要望に関することに取り組む。

4) えん下困難者用食品分科会（とろみ調整用食品を含む）

えん下困難者用食品の制度運用改善及び要望に関すること、食品群別の広告表現に関すること、申請促進に関することを協議する。

③ 連携事業 申請マニュアルの作成

最新通知等にあわせた申請マニュアルを作成し申請を支援する。

(2) 特別用途食品制度に関する普及活動

- ・大学（医師・管理栄養士養成、食品関係）や一般消費者向けの講義依頼等を通じ、制度の普及啓発に取り組む。
- ・関連学会への出展等により制度の普及啓発に取り組む。

(3) 特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援

特別用途食品制度の研究活動を通じて得られた知見を活用し、各企業からの「個別申請相談」、「申請書チェック」依頼に対応する。また、栄養機能食品の製品企画等に関する相談についても対応する。

特別用途食品申請支援の実績（件数）

申請支援の内容	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特別用途食品-申請相談	4	4	1	5	5
特別用途食品-申請書チェック	5	0	1	1	0
栄養機能食品-製品企画相談	6	1	0	0	2

2025 年 1 月末現在

(4)「日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」との連携強化

総合栄養食品をはじめとする流動食関連企業等が所属する「日本流動食協会」、低たんぱく質食品やえん下困難者用食品関連企業等が所属する「日本メディカルニュートリション協議会」と連携し、特別用途食品制度の活性化に関する情報共有を継続業務として行う。

3. 機能性食品部関係

2024 年の機能性表示食品制度の改正に伴い、「ガイドライン行政」（要請・指導）から「法令による行政」（義務・命令）に変わり、制度の位置づけがより明確になった。そこで、機能性食品部では、『機能性表示食品』に関して、次の 6 つの支援事業を行う。①PRISMA2020 対応支援、②「届出・広告相談」、③「届出資料事前点検」、④制度改正を受けた「届出資料作成の手引書」改定、⑤「届出後の分析実施状況公開サイトの運営」、⑥広告部会及び広告審査会の運営。

①については、PRISMA2020 に関する「なんでも相談」からセミナー開催、関連書籍の刊行、「研究レビューの作成代行」に至るまで、届出事業者のニーズに呼応してこまめにアドバイスしていく。②では、消費者庁の差し戻し対応を中心に、益々複雑になる届出をサポートする。また、広告についても景品表示法等の法令や事後チェック指針、業界の適正広告自主基準に基づくアドバイスを行っていく。③では、事前点検を受けると明らかに消費者庁の差し戻しが減るため、事業者のスキルアップも目指して引き続き実施する。④について、2024 年の制度改正を反映して「手引書」を改定する。⑤は、消費者の安心・信用につながる事業であるため、引き続き継続する。⑥においても、広告の適正化に向けた業界の自浄的な取り組みであるため、更に事例を積み重ねる。また、会員以外も取り込む研修会を開く。また、愛媛県をはじめとし

て、地方自治体との協業に関しても積極的に推進していく。2025 年度も 10 年間の実績を活かして制度の普及啓発に傾注する。

(1) 機能性表示食品の届出・広告相談事業

機能性表示食品の届出について、過去 10 年間の豊富な実績をもとに、2025 年度も機能性、事後チェック指针对応（科学的根拠及び広告）、PRISMA2020 の消費者庁差し戻し対応を中心に、適切なアドバイスを行っていく。下記件数には 2023 年度より開始した PRISMA2020 対応支援の中の「PRISMA2020 なんでも相談」及び「事業者が作成した研究レビューの PRISMA2020 対応確認」が含まれる。

届出・広告相談件数

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度 (目標)
会員	104	99	116	81	60	75	57	62	106	57	120
一般	62	30	12	13	14	7	13	9	17	7	

※2024 年 12 月 31 日現在

(2) 機能性表示食品の届出資料の事前点検事業

2018 年より開始した事業である。2023 年の制度改定時に、確認団体としての指定及び 30 日ルールが解消され依頼は減少したが、依然として第三者的立場で行うため、一定のニーズが存在する。PRISMA2020 対応案件も増えているため、制度発展の一助として粛々と実施していく。

事前点検件数

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度 (目標)
件数	7	3	2	14	32	36	2	5

※2024 年 12 月 31 日現在

(3) 届出資料作成の手引書改正

紅麹関連製品事案を受けて、告示化された改正内容に沿って手引書を改定し、電子ブック及び冊子の形態で発売する。また、手引書を用いたセミナーを、オンデマンドで配信する。

(4) 届出後の分析状況公開サイトの運用

2018 年に消費者庁より機能性表示食品について、消費者の信頼度を上げる観点から、発売後の分析状況を公表することが強く求められた。そこで、2019 年度から協会独自に、会員・非会員を問わず、分析結果の公開サイトを協会ホームページ上に開設している。2025 年度も更に届出事業者の利用を促す。

公開事業者数・製品数

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (目標)
公開事業者数	9	15	22	24	30	29	30
製品数	51	62	113	112	130	224	250

(5) 広告部会・広告審査会

機能性表示食品の広告の適正化に関する調査・研究・立案を行う広告部会を、2024年度と同様に毎月開催する。また、広告審査会についても、広告部会の予備審査を経てこれまで通り各法令や「事後チェック指針」および「機能性表示食品適正広告自主基準」を審査基準として用いて年1回実施する。その後、広告審査会の結果を、最新の広告関係の事例も含め会員以外も対象にして広告研修会を開く。

(6) 機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施

機能性表示食品の届出経験がないか、少ない事業者に対して、全国の地方自治体等と連携して、機能性表示食品制度に関する説明会・相談会を実施する。

年度説明会・相談会実施回数年度

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度 (目標)
件数	2	0	1	4	5	3	3

※2024年12月31日現在

(7) 会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及・啓発

① 機能性表示食品制度に関する情報の提供

講演やセミナー等を通じて、または消費者庁及び関連団体と連携して機能性表示食品制度に関する最新情報等の提供を行う。

② 消費者庁との意見交換会

消費者庁と関連団体とで、定期的に行われている意見交換会、或いは相談会において、2025年度も機能性表示食品制度の課題について意見交換する。特に、制度改正や制度普及のあり方、広告、Q&A案などについて議論を深めていく。

4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業

「健康・栄養食品研究」は保健機能食品、その他の健康食品、特別用途食品等の、有効性・安全性等の研究論文を掲載する査読付き学術誌である。2012年度からの4年間の休刊を経て、2016年度よりフリーアクセスのオンラインジャーナルとして復刊した。新規投稿を促すための活動を、2025年度も引き続き行う。

学術誌発刊実績

	2016 - 18 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
掲載論文数	4	1	2	1	0	0	1
受付数	11	2	2	0	0	1	1
掲載拒否、取下げ	6	1	0	0	0	0	0

* 2025 年 1 月 31 日現在

① 編集委員会（必要に応じ開催を検討）

② 学術誌

- ・ 受理論文を J-STAGE へ掲載
- ・ 投稿奨励策の実施

月 2 回配信の国内外の記事情報および健康食品関連団体とのリスク情報共有メール（上記記事情報と連動）の中でのアナウンス（2022 年下期より開始）の継続。オンライン発刊時、メールマガジンでのアナウンス。展示会等での当協会ブースの活用等。

公3 食品保健指導士養成事業

研修企画部関係

2025 年度の食品保健指導士養成の目的としては、これまで以上に日本食品保健指導士会との連携強化を図りながら、養成する指導士の 100 名獲得を目指し、同時に若返り化のための活動に注力する。具体的な方策として、人材確保のために関連する大学や専門学校、本制度に興味ある企業や関連団体、さらには、有識者等を訪問する。

また、食品保健指導士養成講習会においては、食品保健指導士を取得する意義を再確認して、店頭や通販等の流通市場において、健康維持・増進、健康寿命の延伸等に役立つことをうたった販売活動、さらには、消費者が様々な効能・効果を期待して摂っている保健機能食品やいわゆる健康食品に対して、適切な情報提供ができるための講義内容の充実を図る。

その実施方法としては、2022 年度より行っているオンデマンド配信形式を中心として開催し、学生や勤務している方等が場所や時間にとらわれずに受講可能となり、多くの方が受講しやすくなるように開催する。

食品保健指導士の養成に関わる事業

① 食品保健指導士養成講習会

オンデマンド配信による年 2 回の開催を実施。

2025 年度 第 1 回 2025 年 7 月 18 日～2025 年 8 月 18 日（予定）

2025 年度 第 2 回 2025 年 11 月 21 日～2025 年 12 月 21 日（予定）

② 受講修了者に対し、修了評価認定試験を実施する。

2025 年度 第 1 回 修了評価認定試験 2025 年 9 月上旬（予定）

2025 年度 第 2 回 修了評価認定試験 2026 年 1 月下旬（予定）

不合格者に対しては、再試験及び追試験を実施する。

③ 食品保健指導士認定証書の発行

食品保健指導士養成講習会を受講且つ修了評価認定試験に合格した者に対し、食品保健指導士の資格を授与し認定証書を発行する。

④ 食品保健指導士資格更新手続き

有効期限（5 年）を迎える食品保健指導士の資格更新手続きを行う。

今年度対象者：92 名

⑤ 食品保健指導士フォローアップ事業（日本食品保健指導士会への委託事業）

食品保健指導士資格更新のため講習会等を日本食品保健指導士会に委託する。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

2024年度は、広告研究会(7回)及び広告審査会(1回)を開催し、広告審査会での審査対象については、広告数の少ない雑誌の募集を中止し、広告数が多くなっているWeb動画を追加した。審査した結果、関係法令に著しく抵触するものは無く、推奨2件と一部推奨5件については、広告作成に役立ててもらおうよう、協議会の会員専用ページ内の上で共有した。さらに、公正マーク普及のため、会員専用ホームページの使用申請手順をわかりやすく示すとともに、申請時に提出するチェックリストの修正も行った。

2025年度は、バンパー広告(6秒)等の短いWeb動画での必要表示三要件の表示方法等の課題について広告研究会等で検討するとともに、会員外も含めたトクホ広告の審査を行う。また、(公財)日本健康・栄養食品協会会員を対象に新会員の獲得に努めるとともに、消費者の目に届きつつある公正マークの活用を促進し、特定保健用食品の表示広告の公正な競争の確保を図っていくとともに、消費者への更なる普及啓発と会員からの相談に対応していく。

2025年度の事業計画は以下のとおり。

(1) 公正取引協議会の運営

運営要綱第14条に基づき、2025年5月22日に通常総会を開催する。

また、運営要綱第20条に基づいて、2025年度第1回運営委員会を2025年4月7日に開催する。以降は、必要に応じて適宜開催する。

(2) 公正競争規約及び施行規則の運用に関する事業

① 施行規則・運用基準の改訂

消費者に分かりやすい広告作成に必要な施行規則・運用基準の改訂を行うため、消費者庁および公正取引委員会との意見交換を継続する。

② 公正マークの普及

正会員、準会員からの申請に基づき商品の容器包装又は広告の審査を行い、適合しているものには公正マークの使用承認を行う。また、広告表示の相談に際して、公正マーク付与による、許可表示の省略のメリット等を説明し、公正マーク使用承認の取得を促す。

公正マークを普及することは、公正取引協議会の主要な事業であり、消費者の公正マーク認知度向上を図るため、公正取引協議会主催セミナーや、ホームページ等で、そのPRに努めるほか、あらゆる機会をとらえて普及活動を行う。

③ 広告審査会及び広告研究会の開催

広告審査会を、2025年7月及び2026年2月に開催する。開催にあたっては、事前に、広告研究会で予備審査を行うほか、必要に応じて適宜募集する素材や審査方法の見直しを検討する。また、会員外からの素材についても審査し、問題があった場合は、当該事業者はその内容を伝え、改善を求める。

広告審査会に向けての事前調整・審査案件の準備、審査結果の取纏め及び広告審査を通じて確認した課題に関する規約改定案等の検討と、規約及び法令に違反する疑いのある広告宣伝の調査、広告宣伝に関する研修会等の企画・立案のため、広告研究会を適宜開催する。

④ 関係官公庁等との連携

消費者庁へ広告審査会の結果報告を行うとともに、審査会での指摘事項や会員からの相談について、消費者庁と意見交換を行い、法令解釈についての目合わ

せや公正取引協議会としての判断の確認を行う。

さらに、その結果については、随時、会員への速やかな情報提供を図る。

(3) 表示広告に関する普及啓発、講習会を行う事業

ホームページ等を通じ、公正競争規約及び公正取引協議会の認知拡大を図る。

表示広告についての情報発信を目的として、広く会員外も含めた研修会を開催し、それらの機会を利用して公正取引協議会への加入促進に努める。

また、ホームページ内の消費者向けのページで、公正競争規約について普及啓発を図るとともに、疑義や苦情が寄せられた場合は、必要に応じて調査を実施するとともに適切に対応する。

(4) 表示広告に関する指導・相談事業

① 公正競争規約についての相談及び指導

特定保健用食品の広告等の表示に関する様々な相談については、必要に応じて学識経験者および消費者庁と協議しながら、適切かつ積極的に対応する。また、公正マーク使用申請のための事前チェックを行う。

② 公正競争規約の遵守状況の調査

会員からの広告について適正化のための指導を行うとともに、会員外からの広告に法令違反の疑いが認められた場合は、当該事業者に注意喚起し、改善を促すとともに、必要に応じて法令を管轄する機関等への情報提供を行う。

共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業

健康食品に関して様々な分野及び領域での相談を行うことで、会員企業へのサービス向上と新規会員の獲得を目指し、2020 年 8 月から「健康食品いろいろ相談室」を開設し、受付を開始した。

2024 年 4 月～2025 年 1 月の相談件数は 47 件（前年比：112%）（面談：9 件、メール対応：38 件）（会員：31 件、非会員：16 件）。相談内容は、表示広告、製造管理、機能性表示食品などが多く、幅広い分野となっている。健康食品部で対応しているが、専門分野の相談の場合は、専門相談窓口や行政等を紹介している。

2025 年度は、継続して相談事業を行う。会員企業へのサービス向上だけでなく、非会員企業からの相談を増やし、新規会員の入会や認定取得へ繋げるために、「健康食品いろいろ相談室」の認知向上施策の検討を進める。

「健康食品いろいろ相談室」（事業者向け）

- ・概要：健康食品業界における初歩的な相談から、GMP やトクホ・機能性表示食品等の専門分野まで幅広く対応する。内容に応じて、協会内外の専門の相談窓口を紹介する。
- ・相談分野： 事業全体、販売、開発、製造、広告、表示、認定・認証、法規制、トクホ、機能性表示食品など。
- ・相談員： 健康食品全体の知識があるもの、行政経験があるもの、企業での事業経験があるもの等の数人で構成する。
- ・相談資格： 協会会員企業は無料で相談可能とする。非会員企業についても有料で相談可能とする。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信

- ① 当協会会員の事業活動に役立つと思われる健康食品等に係る国内外の有用・重要情報の収集、メールマガジン形態での会員への情報発信（発信頻度：原則月 2 回）
- ② コーデックス、欧州食品安全機関、米食品医薬品局等の海外公的機関情報の継続的ウォッチングと会員企業への情報発信（適宜）
- ③ 収集情報の活用
 - ・健康食品関連団体との情報共有：月 2 回の会員向け情報発信のコンテンツから行政動向や食品業界全体に係るリスク情報を抽出して配信（月 2 回）。また、業界にとって重要・重大情報については適宜発信する。
 - ・健康食品関連団体との意見交換：過去の情報発信実績を踏まえて、情報共有体制について意見交換を行う。

- ・配信後1年以上経過したコンテンツの一般への公開（2023年度から運用開始）：半年毎にまとめたものをホームページで閲覧可能。

3. 渉外広報室関係

(1) 会員への情報提供

① メールマガジンの発行

- ・定期便：2回/月、臨時便：緊急性に応じ随時配信
- ・セミナー・講習会の案内、行政・業界の動向、協会の取り組みや考え方、事業全般等についての情報提供

② ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載

- ・「メールマガジン」及び「国内外の健康食品に関する記事情報」のバックナンバーの掲載
- ・各部に所属する会員への有益な情報の積極的な掲載

【各部の会員専用ページに掲載している主な内容】

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 健康食品部： | 健康補助食品規格基準集 |
| | 健康食品に関する情報収集サイト集 |
| 特定保健用食品部： | 特定保健用食品に関連する主な通知 |
| 機能性食品部： | 機能性表示食品の広告に関連する主な文書 |
| 栄養食品部： | 「特別用途食品」に関する主な通知・質疑応答集・関連する調査報告書等 |
| | 栄養機能食品・食品表示基準と関連する調査報告書等 |

(2) 普及・啓発活動

① 展示会への参加

会員以外の事業者や一般消費者を対象に、事業の紹介や入会のメリット等のピーアールや、各種相談や協会主催セミナーの案内等を行うことにより、新規会員の獲得につなげる。

- ・ ifia/HFE JAPAN 2025（2025年5月21日～23日）主催：(株)食品化学新聞社
ifia/HFE JAPAN 2025 日健栄協・社福協 共催セミナー予定
- ・ 食品開発展 2025（2025年10月15日～17日）主催：インフォーマーケッツジャパン(株)
自由講演 当協会による講演予定
- ・ 健康博覧会（2026年2月25日～27日）主催：インフォーマーケッツジャパン(株)

② ホームページの活用

- ・タイムリーな情報の発信と更新
- ・協会の役割や会員のメリットをわかりやすく紹介し、入会及び認証事業の申請につなげる
- ・一般事業者及び会員が必要な情報に辿り着きやすい構成とする

(3) 報道への対応

① ニュースリリース

メディアへのニュースリリースの積極的な配信

② メディア懇談会の開催（一般紙・業界紙）

年1回開催（2025年10月予定）

協会の事業内容・トピックス情報について、メディアを通して、企業・一般消費者に理解を促し、協会の認知度を高める

個々のインタビュー、取材への丁寧な対応

(4) 講演講師派遣

行政、関係団体等が主催する講習会、セミナー、展示会等への講師の派遣

4. 研修企画部関係

会員企業からの新人教育が難しいという声をもとに始めた「新人」及び「中堅」を対象者としたのセミナーは好評であったため、最新情報を加味した内容の充実を図りながら2025年度も引き続き、オンライン配信、オンデマンド配信、会場等により開催する。また、2023年度より導入実施している、企業が社員研修の一環として活用できるような各々の企業要望に応じた企業向けパッケージ等のオンデマンド配信についても、要望が増えてきており、今後も継続して取り組んでいく。

2023年度から実施した「トップセミナー（仮称）」についても引き続き継続する。最先端の行政動向や健康増進を意識した有識者情報、さらには、業界間での情報交換ができるような会場とオンライン配信のハイブリット形式での開催を計画する。

さらに、他部で計画されているセミナー等も合わせた年間スケジュールをホームページでお知らせし、計画的に受講していただけるようなシステム作りを継続していく。

研修事業（セミナーの充実）

① 新卒生や異業種からの転職組等を対象とした「健康食品業界の新人向けセミナー」を継続開催。

1) 「健康食品の全体をわかりやすく」と題し、3人の講師（協会職員を含む）により解説する。オンデマンド配信で年2回配信（2025年5月下旬及び11月下旬を予定）。

2) ステップアップを目指したい方に向けた、分野別に特化した新人向け基礎講座（深掘りコース）を2コース設定してスクール形式により開催する。（2025年7月予定）

② 中堅向け実務講座を開催。

「アドバンスセミナー」として、オンライン配信を中心に3回開催の予定。

これまでにやってきたアンケート結果を参考した受講者に望まれるテーマを選定し、健康食品事業者からの要望に沿ったセミナーを開催する。（2025年9月、12月、2026年3月を予定）

③ 社内での新人等の教育などに利用して頂けるように1)を活用して、日程を自由に設定できる企業向けのパッケージの提供。

④ 会員獲得、会員の維持を目指した「トップセミナー（仮称）」の開催。

協会ならではの魅力を発揮できるような最新の行政動向や新たな研究開発等の紹介、昨年度業績に対する表彰、さらには、行政・業界間での情報交換できる場を提供（2025 年 10 月予定）

5. 九州支部関係

(1) 九州支部研修会・セミナーの開催

- ・九州支部会員を対象とした研修会及びセミナーを開催する。

（2025 年 7 月、2026 年 1 月）

(2) 普及啓発・広報・連携活動

- ・九州地区における展示会等関連イベントに積極的に参加するとともに、沖縄を含めた九州地区において協会事業に関する広報活動を行い、新規会員の獲得及び日本食品保健指導士会との連携を図りながら食品保健指導養成講習会受講者の獲得を行う。

新人向け及び中堅向けセミナーについても引き続き参加を呼びかける。

また JHFA・GMP・安全性自主点検認証などの健康食品に係わる各種認定取得企業の増を図る為の普及活動を展開する。

福岡市薬剤師会にて研修会を実施するなど九州地区各県の薬剤師会への普及活動を実施し当該地区における健康食品業界の活性化と行政機関及び関連諸団体との連携強化を図る。

収益事業

収 1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係

賃貸事業

当協会建物内の区画の賃貸、1 階・3 階会議室の貸出等を行う。(4 団体)

- ・健康と食品懇話会
- ・薬業健康食品研究会
- ・健康食品産業協議会
- ・日本流動食協会
- ・1 階自動販売機の設置、及び屋上電話アンテナの設置

収 2 受託事業

1. 総務部関係

事務代行受託事業 (2 団体)

関係 2 団体の事務代行受託業務を行う。

- ・健康と食品懇話会
- ・薬業健康食品研究会

2. 栄養食品部関係

(1) 日本流動食協会からの受託事業

日本流動食協会の会議開催、連絡調整、流動食の年間生産量調査等の実施を行う。

(2) フレイル予防産業の構築への参画

東大高齢化社会総合研究機構(食の在り方研究会)が提唱した取り組みであり、「栄養」「身体活動(運動)」「社会参加」の3つの柱を基軸とした国民の啓発活動、さらには、産業界を巻き込んだ構想である。2023年に、医療経済研究・社会保険福祉協会を中心に「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」が出され、2024年には提言に基づく活動を推進する組織として設置される「フレイル予防推進会議」が設立され、神奈川県知事の黒岩氏が会長に就任された。今後は、新設される予定の一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会(仮称)と連携を図りながら食品表示の専門家として引き続き協力する。

3. 機能性食品部関係

機能性表示食品の研究レビュー作成

機能性表示食品の届出を目指す事業者の資料作成において、機能性について事業者や団体に代わって研究レビューを作成する。下記件数には2023年度より開始した

PRISMA2020 対応支援の中の「研究レビュー作成」が含まれる。

研究レビュー作成件数

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (目標)
会員	9	4	0	0	1	0	0	0	0	0	2
一般	11※	0	4※	2※	5※	7※	3	2	3※	1	2

※農研機構からの受託分を含む

法人会計

総務部関係

公益財団法人としての機関(理事会、評議員会)運営に関する業務及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援を行う。

(1) 法人組織の運営業務

- ・ 定時評議員会を 2025 年 6 月に、臨時評議員会を 2026 年 3 月に開催予定
- ・ 通常理事会を 2025 年 6 月及び 2026 年 3 月に開催予定
- ・ 2024 年度事業を対象とした監事監査を 2025 年 5 月に開催予定
- ・ 業務執行理事会を理事会と同日開催するほか、適時に開催予定

(2) 会員、関連団体に関する業務

- ・ 入会・退会員の事務手続き及び会員データ管理業務
- ・ 2025 年度協会表彰の実施

(3) 公益財団法人の運営

- ・ 内閣府への定期報告(事業計画・予算と事業報告・決算等)
- ・ 定款及び法令に基づく財務状況、事業内容の公表
- ・ 新規会員の獲得について、事業者向け健康食品相談事業や GMP 推進事業の各セミナー開催、機能性表示食品の届出・広告相談事業、トップセミナーの開催、展示会等における協会事業の紹介等を通じてより積極的に会員以外の事業者との面談を行い会員獲得を進めていく

(4) 会計・人事・庶務・職員研修

- ・ 会計・経理業務、各種契約業務、出向職員・実務研修生に関する業務、各種委員会委員の委嘱業務、その他庶務及び施設管理に関する業務等

(5) 九州支部の運営支援

九州支部の事業計画については下記のとおり。

① 九州支部総会の開催

- ・ 通常総会 2025 年 4 月に開催予定
- ・ 臨時総会 2026 年 1 月に開催予定

② 九州支部運営委員会の開催

- ・ 九州支部の運営及び事業実施の検討のための、支部運営委員会を開催する。年 2 回の開催を予定。(2025 年 4 月、2026 年 1 月)